

奈良・平城宮跡

（へいじょうきゆう）

1 所在地 一 奈良市佐紀町、二・三 奈良市法華寺町
2 調査期間 一 一九九七年（平9）四月～七月、二 一九九七年一〇月～一九九八年一月、三 一九九七年七月～一〇月

3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部

4 調査担当者 代表 町田 章

5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡、都城跡

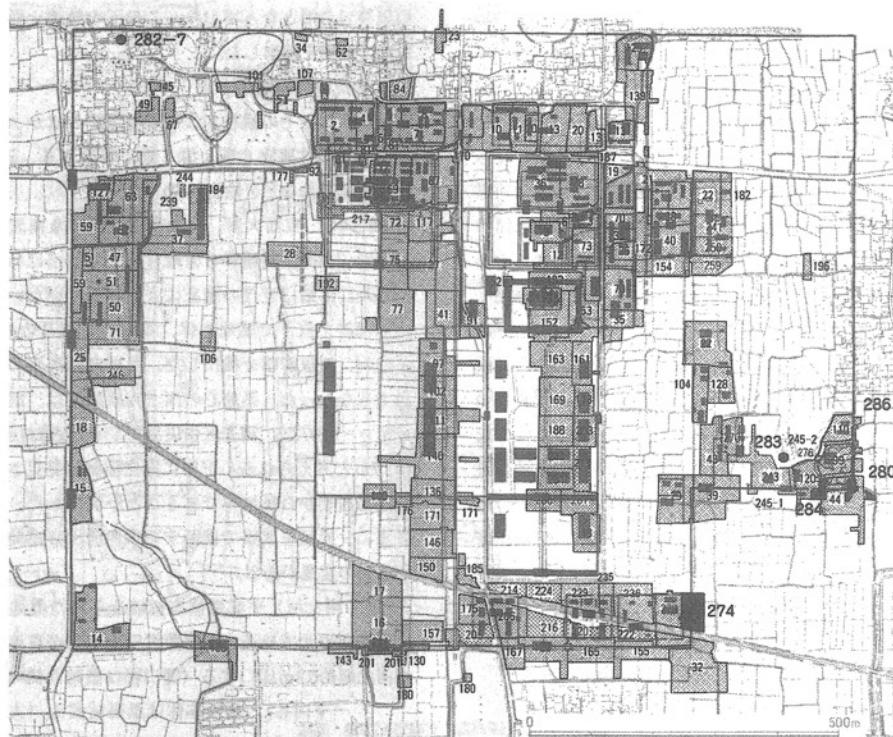
6 遺跡の年代 奈良時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

一 式部省東方・東面大垣（第二七四次調査）

第二七四次調査は、これまで継続して行なつてきた壬生門（南面東門）内東方官衙の発掘調査の最終段階として、東面大垣とその周辺約一八〇〇m²を発掘したものである。調査地は奈良時代前半の式部省東官衙、同後半の神祇官の遺構を検出した第一二七三次調査区（本誌第一九号参照）の東隣にあたる宮東南隅である。

調査の結果、奈良時代の主な遺構として、宮東面大垣と造営時の添柱列・堰板溝跡などの関連遺構、溝五条、掘立柱塀二条、掘立柱建物六棟、東一坊大路、暗渠一基、橋状遺構一基などを検出した。



東一坊大路西側溝SD四九五一は、調査区北方にある小子門西脇を経て宮内から南流する排水路で、宮東面外堀を兼ねる南北溝。幅約六・二m、深さ〇・八ー一・四m。上層は平安時代以降、下層は奈良時代の堆積。下層は四層に大別でき、幅約四m、深さ〇・五ー〇・八mである。溝は何度も改修を受け、遷都当初の堆積は残存しない。後述のSD一七六五〇を切つて本溝が改修され、溝最下層に天平宝字の年紀木簡を含むことから、奈良時代後半の堆積と考えられる。護岸施設の痕跡と思われるテラス状の段を西岸で検出した。

宮内基幹排水路SD三四一〇は、東面大垣の西側を南流する南北溝で、幅六・〇ー七・八m、深さ一・一ー一・三m。溝の堆積は上下二層に大別でき、奈良時代の堆積土である下層は、幅五・三m、深さ〇・六五ー〇・八m。本溝も数度の改修で遷都当初の堆積は残存せず、やはり奈良時代後半の堆積と考えられる。三四四期に区分でき、当時は素掘溝だが、後に溝幅を狭め、石積護岸が施される。

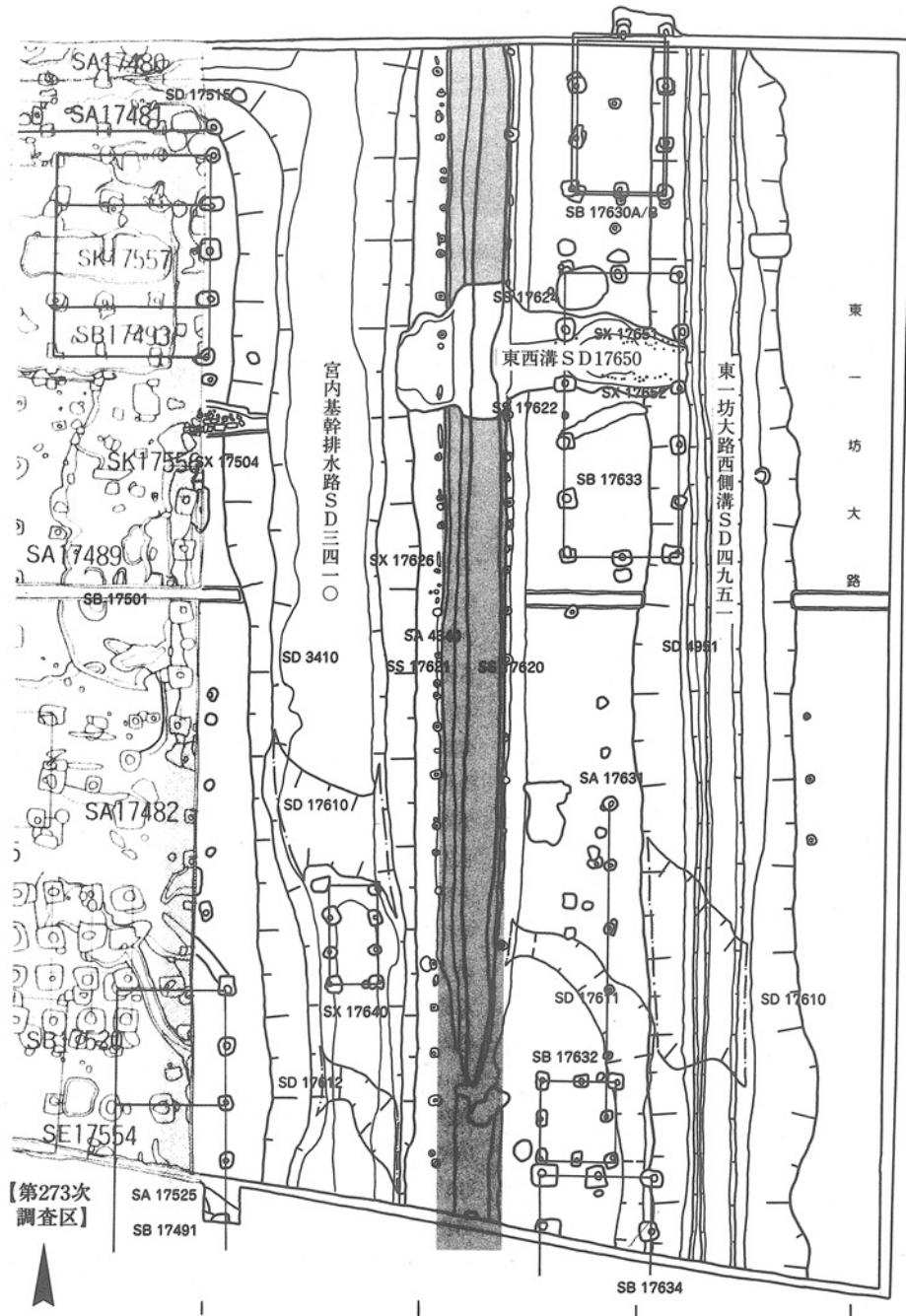
東面大垣SA四三四〇は、宮の東面を画する南北方向の築地塀で、約四八m分を検出した。最大二・六cmの掘込地業を施し一層あたり約五cmの厚さで版築したもので、残存高は最大〇・七m、残存基底幅は最大二・六二mである。下層に掘立柱塀はなく、当初から築地塀である。大垣は、奈良時代前半までは調査区中央やや北で開口し、そこを東西溝SD一七六五〇が貫流していた。その開口幅は、遷都当初の第Ⅰ期大垣で南北約六・二m、後に狭められ幅約三・六mと

なり、埋立部に継ぎ足しの第Ⅱ期大垣が造営される。最後に開口部分を埋めて第Ⅲ期大垣が造られ、大垣は完全に閉塞する。

東西溝SD一七六五〇は、東面大垣の開口部分を開渠で抜け、SD三四一〇からSD四九五一に東流する溝。SD三四一〇の水量を軽減し、宮東南隅部分での氾濫を防ぐための分水路と考えられる。SD一七六五〇Aは遷都当初の素掘溝。幅五・五m、深さ一・五m。大垣造営に先だつもので、第Ⅰ期大垣造営後も機能した。次に、A溝を埋め立てて、幅を約一・九mに狭めたSD一七六五〇B、さらに改修され幅約一・六mのSD一七六五〇Cとなる。B・C溝には大垣横断部分に石の護岸が、大垣からSD四九五一までの間には杭列護岸が設けられた。C溝は、堆積土・埋立土から軒瓦六二二五A(II-2期~III-1期)、埋立土から平城宮Ⅲ古段階(七三〇~七四〇年頃)の土器が出土しており、天平一〇年(七三八)前後に廃絶、大垣が閉塞する第Ⅲ期の造営もそれ以降と考えられる。

大垣とSD四九五一との間の壌地部分で掘立柱建物五棟、掘立柱塀一条を検出した。このうち、SB一七六三〇A・Bは奈良時代前半、SB一七六三三はSD一七六五〇廃絶後のものである。また、SD三四一〇内で検出した橋状遺構SX一七六四〇(桁行三間×梁間一間)は溝の水流を利用した便所遺構の可能性がある。

遺物は、上記三条の溝から大量に出土した。SD一七六五〇埋立土出土土器は一括性が高く、平城宮Ⅲ土器古段階の好資料である。



第274次調査遺構配置図 (1 : 350)

木製品として、加工板、箸状木器、刀道具の様^{なまし}、刀子形、漆器椀、独楽、賽子、算木、すりざさら、琴柱、人形、太刀形、鳥形など、金属製品として、和同開珎・万年通宝・神功開宝、金銅装刀子把口金具、金銅鋸、銅鎔帶金具、鉸具の弓金具、鉸板、丸鞆、海老錠牡金具、刀子、銅大刀装具、銅製人形などが出土した。瓦類の顯著なものとして、三彩軒丸瓦、綠釉隅木蓋などがある。

木簡は、SD一七六五〇から一〇四六点（うち削屑九四四点）、SD三四一〇から八三点（うち削屑六五点）、SD四九五一から三〇九五点（うち削屑二六六三点）、出土遺構不明一四点、合計四二三八点（うち削屑三六七二点）が出土した。SD一七六五〇木簡は、ほとんどB・C溝出土である。SD四九五一木簡は、最下層の木屑混じり暗褐粘土層とその上のバラス混暗灰砂質土・灰褐粗砂層を中心に出士した。SD三四一〇木簡は、主に最下層の灰褐バラス・暗灰粘土層から出土した。いずれも上流の宮内で投棄されて調査地に堆積したもののが多いと考えられ、特定の史料群を形成するものではない多様な内容である。ただ、SD四九五一出土木簡には東一坊大路上から投棄されたものが含まれる可能性は皆無でなかろう。

木簡以外の文字資料として、「蘇^{蜜集カ}」「莫取研^盤」「風」、「北僧坊」「朝」「支良女」「近衛」「厨」「西」「猶」「茹」「附名」、「朝」「職」などと記した墨書土器、「修」「理」「中」「真依」「乙万呂」などの刻印瓦が出土した。

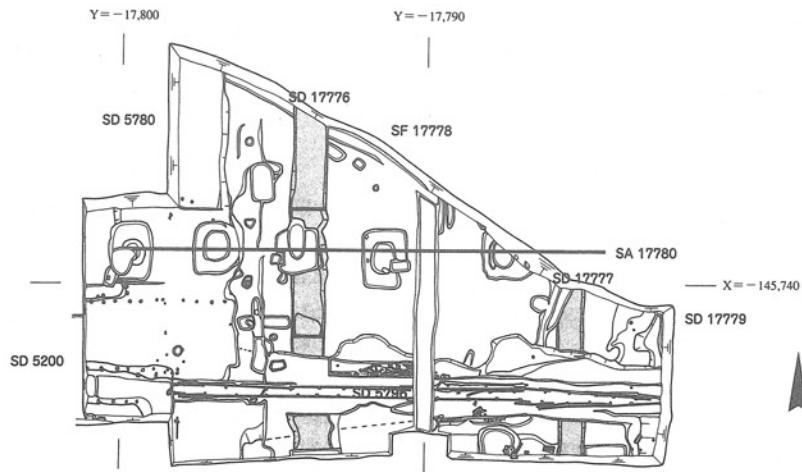
二 東院庭園地区（第二八〇次調査東区）

第二八〇次調査は、東院地区の庭園遺構周辺で南・北・東区の三カ所合計約七〇〇m²を発掘した。南区では、東院東南隅部分を調査し、東面大垣・南面大垣とその雨落溝、二条条間路北側溝、庭園の池に伴う溝、バラス敷などを検出した。従来「隅楼」と呼ばれていた樓閣状建物SB五八八〇の全貌が解明され、一間×二間（八尺等間）の身舎に間口一六尺の庇が西と北につく建物、あるいは三間×二間の東西棟に間口一六尺の北庇が東寄りにつく建物であると想定される。北区では、庭園内の東面大垣西側を調査した。東区では、東二坊坊間路と二条条間路との交差点北部を調査し、二条条間路北側溝SD五二〇〇、東二坊坊間路路面とその東西両側溝などを検出した。東二坊坊間路には新旧二時期があつて、当初は坊間路相当の道路として造成され、後に大路と同等の道路に拡幅されたことが判明した。

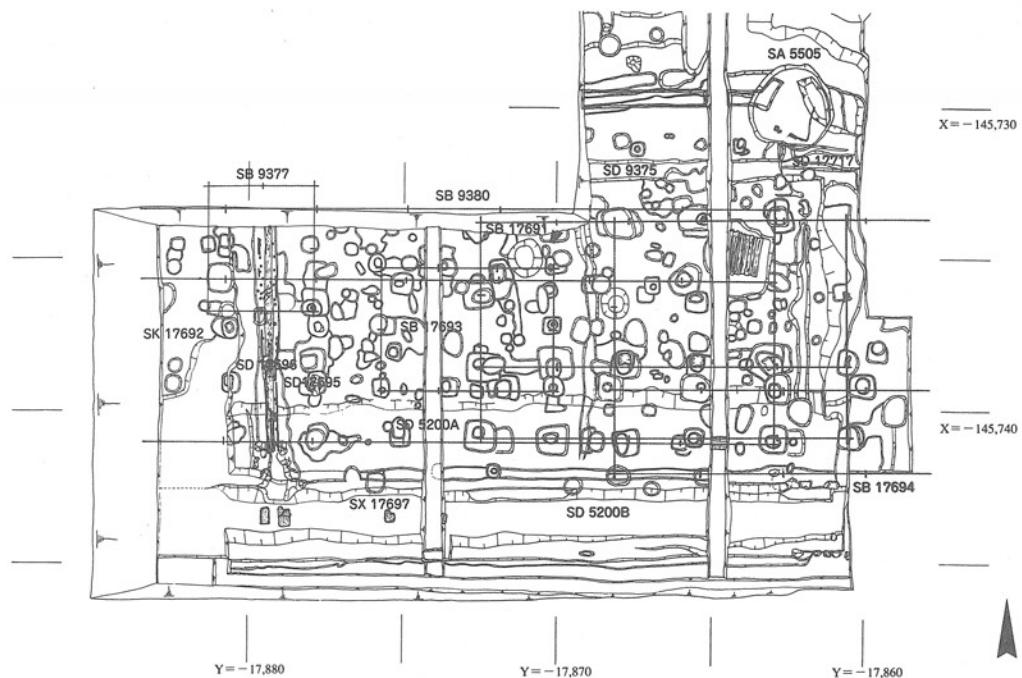
木簡は東区の調査のうち、SD五二〇〇から三点、拡幅後の二条条間路東側溝SD一七七九から一一点、合計一四点出土した。

三 東院庭園地区（第二八〇次調査南区）

第二八〇次調査は、東院庭園の園池南西部の北区、南面大垣から二条条間路北側溝までの南区、合計約七五〇m²を発掘した。北区では東院上層園池SG五八〇〇B、奈良時代末期の州浜SX一七七一〇、二時期の園池南岸建物SB一七五八二・SB一七七〇〇などを



第280次調査東区遺構平面図（1:250）



第284次調査南区遺構平面図（1:250）

検出した。南区では南面大垣SA五五〇五、大垣南雨落溝SD九三七五とその下層の東西溝SD一七七一七、二条条間路北側溝SD五一〇〇A・B、壙地上で建物五棟・土坑などを検出した。SD五一〇〇Aは、遷都当初開削のAa溝と、北岸で約一・七m南にずらしたAb溝の一時期がある。SD五一〇〇Bは、SD五一〇〇Aを南に約三mずらし開削したもので、石組み護岸のないBa溝、改修して石組み護岸を施したBb溝の一時期がある。Ab溝からBa溝への改修時期だが、第一二〇次調査で和銅・養老の年紀木簡が出土し、今回もAa溝から養老六年(七二二)の木簡が出土したが、郡郷制下の可能性がある荷札木簡(三四)も出土しており、確言できない。恭仁遷都前の天平年間前半と推測しておく。SD五一〇〇Ba段階では、それまで空閑地であった壙地部分に建物が建てられた。この

8 木簡の収文・内容

一 式部省東方・東面大垣(第一七四次調査)
東西溝SD一七六五〇

- (1) 「内藏出絶十四匹 上総布十端 糸卅綱
凡布十端 布四十□
〔段カ〕 右依内侍牒進」
202×32×1 011*
- (2) 「申進殿門 薦草十尺八尺束 又菅十尺八尺束
之中菅八尺束此者
道守□合在
〔臣カ〕」
367×36×4 011
- (3) □□□六斤養老五年十□
〔月カ〕
(162)×19×4 081
- (4) □老五年四月辰時付神人安麻豆
(130)×22×2 019
- (5) □内親王宮 □
〔神龜カ〕
□□□ (108)×(7)×4 081

うち、掘立柱東西棟建物SB一七六九四は最も新しく、桁行三間以上(九尺等間)×梁間一間(九・五尺等間)の身舎に南庇(九・五尺)がつく。しかしSD五一〇〇Bbが機能する奈良時代末期には、壙地部分は再び空閑地となつたと考えられる。

主な遺物としては、SD五一〇〇Aから馬形、SX一七七〇一(奈良時代後半の園池南岸建物SB一七七〇〇の北側柱筋の布掘地業)から斎串、壙地上の南北溝SD一七六九五から巡方表金具と鉈尾裏金具が出土し、また包含層から新型式の唐草文鬼瓦が出土した。

木簡は、南区のSD五一〇〇Aから一九点、SD五一〇〇Bから一点、同北岸護岸石裏込めから一点、SB一七六九四の南庇の西から二基めの柱穴から一点・土坑SK一七六九二(時期不明)から一点・出土地不明一点(いずれも判読できず)、合計二五点が出土した。

(6) 中務省解

091

(14) 「内舍人平」
〔群カ〕

(65)×21×6 019*

(7) 「召高橋」
〔國カ〕
〔足〕

137×34×3 011

(15) 「使カ」
〔無位カ〕
〔部〕
〔口〕
〔口〕

091

(8) 「大倭国進稻六十四」

(16) 「高夫」
〔久カ〕

(14) 「内舍人平」
〔群カ〕

・「
　　」

〔其口〕
〔口〕
〔口〕

〔傳可欲也王主人體半見松林

〔口〕
〔口〕
〔口〕
〔口〕
〔口〕
〔口〕

(111)×(35)×3 081

(17) 「榎本連少床

〔宍人〕
〔酒カ〕

(68)×(17)×3 081

(9) 「伊豆国那賀郡那賀郷」

(177)×25×4 019

(10) 「
　　」
・「
　　」

(18) 「
　　」
・「
　　」

〔高夫久〕
〔一〕

(136)×(9)×5 081

(11) 「
　　」
・「
　　」

242×16×7 033

(18) 「
　　」
・「
　　」

〔神正月〕
〔物マ得足〕
〔右二〕
〔人カ〕

(101)×(38)×4 081

(12) 「
　　」
・「
　　」

173×31×5 031

(19) 「
　　」
・「
　　」

〔若桜部牛養〕

(218)×18×5 081

(13) 「
　　」
・「
　　」

(176)×24×3 039

(20) 「
　　」
・「
　　」

〔土師宿祢〕

(218)×18×5 081

(14) 「
　　」
・「
　　」

(145)×23×2 032

(21) 「
　　」
・「
　　」

091

1997年出土の木簡

- | | | | |
|------|--|------------------|------------------|
| (22) | ・
当□
〔老カ〕
×□五年□ | | |
| (23) | □三斗九升 | | |
| (24) | 造鹽 | | |
| (25) | □
[禁
禁] | | |
| (26) | 宮内基幹排水路の□三四一〇 | | |
| (27) | ・
□上 瓜四丸 茄子六丸 使秋女 | | |
| (28) | ・
六月八日国麻呂 | | |
| (29) | 「西大寺元興寺□□供養▽」 | | |
| (30) | ・
〔謹啓 申請錢□
□注狀謹□
請請食常 治部□□□〕
〔謹解申請給布事合一
（重書）〕 | 210×22×2 011 | (24)×16×1 081 |
| (31) | ・
〔草湯作料所請如前
四月十七日吉田古麻呂〕 | (75+83)×22×4 019 | 208×(6)×3 081 |
| (32) | 「請間食五□…□五人料□ | (115)×58×6 019 | |
| (33) | ・
〔
同小国
（裏面二未貫通ノ小孔木末等間隔二一四アリ） | 160×29×2 011 | |
| (34) | ・
「
内務所請真魚
四月一日大X | (72)×(11)×2 081 | |
| (35) | 「
進酒捌升壺合 正月一日茨田嶋国
進酒捌升壺合」 | 218×28×5 011 | (20)×(160)×4 081 |

- | | | | | |
|------|------------------------------|------------------|--------------------------|------------------|
| (37) | ・進上□□□ | 〔千カ〕百卅五枚女瓦 | 四百五十枚辟瓦 | (420)×(27)×4 081 |
| (38) | ・宝字五年十一月五日」 | (130)×(19)×5 081 | | |
| (39) | 〔管カ〕武口 依政所宣上 | (135)×(19)×3 081 | | |
| (40) | ・「請□□□繩一方如件少進大伴 | 〔人成カ〕□ | (44) □日料 | |
| (41) | ・「 | 十一月七日私部□□ | 〔月カ〕十八日秦一□ | |
| (42) | ・「書生子部人主 大資人紀東人 四月廿六日
合謀人 | 伊勢部吉成 湯坐三□」 | 〔▽伊勢国鈴鹿郡仕□ | |
| (43) | 294×24×2 011 | 安倍永年 | (45) 「▽伊豆国田方郡久寢郷物部宿奈麻呂調× | |
| (44) | | 湯坐三□」 | (175)×33×3 039 | |
| (45) | | 171×26×2 011 | (46) 「▽安房国安房郡□ | |
| (46) | | | (47) 「▽安房国安房郡□ | |
| (47) | | | (48) 「若狭国三方□□ | |
| (48) | | | (49) 「▽越前国江□□ | |
| (49) | | | ・「▽天平宝字× | |
| (50) | 〔51) 「▽神門郡朝山郷交易雜魚腊一斗▽」 | (97)×15×3 039 | | |
| (52) | 「▽出雲国仁多郡横田郷前分一籠
天平宝字× | 174×20×6 031* | | |
| | 天平宝 | 126×31×5 032 | | |
| | 六年 | 160×24×3 031 | | |
| | 〔字カ〕 | | | |
| | 卅村各五枚 | | | |
| | 自貢外破板十枚。」 | | | |
| | 十一日模作千足 | | | |
| | ○」 (259)×33×5 081 | | | |

1997年出土の木簡

- (53) • 「▽播磨国美囊郡平野郷」
• 「▽□□□□万円六百文」
120×24×3 032
- (54) 「▽阿波国名方郡」
(75)×17×1.5 039
- (55) □□仕丁養物陸伯文」
(98)×9×3 019
- (56) 「鹿穴未醬」
(111)×19×3 019
- (57) 「▽村社隊穴腊」
(97)×31×3 039
- (58) 「○五千文重卅六斤」
95×22×4 022*
- (59) • 「○一千文天平宝字六年十月」
• 「○貫民領木劔進徳」
100×17×6 022*
- (60) 「○貫三野廣足」
81×15×3 051
- (61) • □徒八位下カ
□□□□□□
- (62) • 「従従七位下紀朝臣真」象カ
• 「□船身道衛衛国益」益カ
141×14×3 011
- (63) □造高□□
(108)×(15)×6 081
- (64) □本監「伊カ」
091
- (65) 「女」嬌カ □ □
(刻線) □ □
(刻線)
- (66) 大伴虫麻
149×55×6 011
- (67) 「□□□津嶋鳥」敷カ
「□□益益」敷カ
- (68) 佐波臣□麻呂□
(156)×(9)×6 081
- (69) 「阿倍」五カ世カ □□□佐貴□□□
127×16×8 011
- (70) □ 上道朝臣
091
- (99)×33×5 081

1997年出土の木簡

- (87)  (檜扇) (71)×(25)×1 061
- (88)  (檜扇) (61)×(23)×0.5 061
- (89)  (檜扇) (62)×(23)×1 061
- (90)  牝 (65)×24×7 019
- (91)  (裏面上部)記号一ツアリ (65)×24×7 019
- (92)  (91)×(20)×5 081
- (93)  (91)×(20)×5 081
- (94)  (91)×(20)×5 081
- (95)  口開入長一尺□ (65)×24×7 019
- (96)  (65)×24×7 019
- (97)  (65)×24×7 019
- (98)  (65)×24×7 019
- (99)  (65)×24×7 019
- (100)  (刻線) (65)×24×7 019
- (61)×(14)×2 081 (65)×(28)×3 081

(1)は、内藏寮が、純・上総布・糸・凡布などを「内侍牒」によつて支出、某所に進上した際の送り状である。「内侍牒」とは、天平八年（七三〇）の「内侍司牒主薪所」（『大日本古文書』「編年。以下「大日古」と略す」二一四・八頁）のように、内侍司の牒のことであろう。内藏寮は中務省に属し天皇の宝物や日常の物品を掌る官司。

内藏寮が内侍の命で織維製品を支出する例としては、御服料などは、季節毎に内侍の宣に従つて縫殿寮に出し充てるという「延喜式」卷一五内藏寮の規定が参考になる。本木簡は綾など高級織物を含まず、御服に關係するかは疑問だが、縫殿寮宛の可能性は残る。「内侍牒」により内藏寮が物品を進上する宛先は自ずと限られよう。

(5)の内親王の候補として、裏面の年号「神龜」を根拠にすれば、吉備・阿倍・井上・不破などが挙げられる。(6)は、中務省解と書した削屑。(7)は、高橋国足を召す召文。天平一〇年に遠江少掾であつた人物（「大日古」二一一〇八頁）と同一人かは不明。(8)は大倭国（天平九年一二月に大養德国と改名する以前の名称）の進稻木簡。下端から三分の一あたり、左から右下に抹消の墨線が引かれる。裏面は飲酒に関すると思しき興味深い習書。あるいは書状の草案か。(9)～(13)は荷札。(10)は美濃国の中の荷札。「和名抄」厚見郡条には市俣郷がみえるが、本木簡の郷名の第一字めはかすかに残る墨痕による限り「大」と読める。(12)は伊予国の古鰐の荷札。これまで類例は少ない（『平城宮木簡』一、三六一號など）。(16)(17)の高夫久は高句麗系の高氏

の一族か。

SD三四一〇出土木簡は点数が少ない。(26)は瓜・茄子の進上木簡か。(27)は西大寺・元興寺での仏事における「供養」に関わる物品の付札か。南都諸寺のうち西大寺・元興寺の二力寺で行なう「供養」の実態については不明。上端を圭頭とし、下端を尖らせ、中央やや下に切り込みを入れるやや異型の木簡である。(28)は荷札。幡多郷は、河内国茨田郡、摂津国有馬郡、遠江国長下郡、相模国余綾郡、備前国上道郡、淡路国三原郡に所在しており、特定できない。

SD四九五一出土木簡は、内容としては、食料・布・錢など物品を請求する木簡、伊勢・伊豆・安房・若狭・越前・出雲・播磨などの荷札、板・瓦など造営に関する木簡、錢の付札などがある。

(30)は布を請求する木簡。表に異筆があり、裏面記載は常食支給の請求の習書か。(31)は錢を請求する文書木簡。

(33)は、吉田古麻呂が草湯を作る材料を請求した木簡。草湯は草薬（煎じ薬）と考えられる。請求先は典藥寮か。医薬関係であることから、吉田古麻呂は、吉田宜の子で奈良時代後期から平安時代初めにかけての医家・吉田連古麻呂と同一人と見なせよう。古麻呂は、宝亀七年（七七六）に正六位上から外従五位下になり、延暦三年（七八四）に侍医のまま内薬正に任じられた人物。なお、「延喜式」卷三七典藥寮に「凡五位已上、有須草藥者、就寮請之」とみえ、貴族が草薬を典藥寮に請求できる規定があるが、古麻呂はそもそも医

家であり、本木簡を古麻呂が五位に昇進後のものと見なす必要は必ずしもなかろう。ところで、本木簡には草湯作料の具体的内容が記されていない。請求の具体的品目は別の木簡に書かれ、複数枚で情報が伝達されたのか、あるいは別紙などに書かれていたのかは不詳。

(34)は内務所の魚請求木簡。「内」は天皇の意味か。(35)(36)は酒の進上木簡。記載内容は同一。同筆と思われ、法量もほぼ同じであるが、(35)が数字が大字で日付・署名が小書き右寄せであるのに対し、(36)は一行書きで数字も大字を用いず、書風もより大らかである。元日付けで珍しく、正月各官司で催された饗宴に供する酒に関するものか。

(38)は、政所の宣によつて□□^{〔宮カ〕}を進上した木簡。「政所」の語を記した木簡は、調査区の上流、宮内の第二二次調査、第一〇四次調査で出土例があるが【平城宮木簡】二、二六二五号、「平城宮発掘調査出土木簡概報」「以下『城』と略記」一一一五頁)、具体的にどこの官衙(39)は繩の請求に関する木簡か。「進」は、「職」「坊」の第三等官。

(39)は、本調査区南側の第三一次調査で、奈良時代末のSD三四〇・SD一二五〇から出土した「□食^{〔所カ〕}式升少進大伴宿^{〔所カ〕}請」などとある木簡(【平城宮木簡】三、三五三八号)と書式・記載が類似しており、(39)の「少進大伴」以下欠失部にも「宿^{〔所カ〕}請」とあつた可能性が高い。ちなみに、第二五九次調査でも「大伴少進」と書いた木簡が東西溝SD一一六〇〇(SD三四一〇・四九五一の上流域の宮内道

路南側溝)から出土し、奈良時代末の皇后宮職官人と推定される(本誌第一八号参照)が、これら三者の関係は判然としない。

(40)は、六人の名前を連ねた歴名。召文の類か。左右は二次的削りか。表の上部には現状では墨痕が確認できない。「畠賢達」「子部人主」「紀東人」は天平勝宝年間の造東大寺司写経所関係文書に散見する人物である。畠賢達は天平勝宝六年(七五四)一一月に東大寺写経所の装潢として布施を受け(【大日古】一三一一四頁)、同七年二月、四月に東大寺の請経使となつている人物(【同】一三一一三二頁、三一六〇八頁、一三一一七四頁)。書生の子部人主も天平勝宝四年二月にみえる(【同】一一一二二六頁)。紀東人は、天平勝宝四年七月、同五年八月に大納言藤原仲麻呂家から東大寺務所へ請経使として赴いた仲麻呂家資人(【同】三一五八五頁、四一九七頁)。東人の肩書き「大資人」は、「オホトネリ」と訓じて大舎人を意味するか。(44)の裏面、日下の「秦一□」は、第二五九次調査でSD一一六〇〇から出土した春宮坊主膳監解にみえる秦一万か(本誌第一八号参照)。

(47)は安房国の荷札。安房国は天平一二二年上総国に併されており、恐らく、天平宝字元年(七五七)再置後のものであろう。(50)・(52)は出雲国の荷札。(51)に「前分」とみえ、(52)も同じであろう。「前分」は文献的には貢納物を収納する際の役人の手数料と言われるが(【統日本紀】天平勝宝八歳一月丁巳条)、木簡の「前分」の語義は未詳。類例として、奈良県藤原京跡右京五条四坊、兵庫県見藏岡遺跡

で出土している（本誌第一五・一六号参照）が、平城宮で「前分」と記した荷札木簡が出士したのはこれが初めてで、注目に値する。

(58)(59)(60)は錢の付札。(58)は錢五千文の付札。記載の三六斤四両は、

一斤＝六〇〇～六七〇gとして計算すると二一・七五～二四・二八kgとなり、一文の重さは四・三五～四・八五gと算出できる。重量的にみて、本木簡が付された錢は天平宝字四年鑄造の万年通宝ともても過不足ない。(59)は、民領の木劔進徳が一千文を「貫」した付札。一千文の下、日付は右寄せ小書きを意識して書き出すが、宝字以下は再び大きな字で中央に書す。「貫」は、一千文を単位として差し錢にすることか。「民領」の語は、第三二次補足調査〔城〕四一五頁)や西隆寺跡出土木簡などにみえ、業務の責任者の意。木

劔氏は大化前代に散見する百濟系氏族であるが、八世紀の所見は珍しい。「・。一千文 年月日／・。貫民領某」なる木簡の出土例としては、第一〇四次調査で東院西辺の南北溝SD三三三六C(SD四九五一の上流域に相当)から出土した、天平神護二年(七六六)二月の「山口三上」(長さ一〇五mm幅一八mm厚さ五mm、○一二型式、「城」一二一一六頁)があり、書式・形態・法量が酷似する。また、第一七二次調査で内裏東大溝SD二七〇〇から出土した「・。一千文／・。□□□□□」(長さ八四mm幅一一mm厚さ四mm、○一二型式、「同」一九一七頁)も、裏面を赤外線テレビカメラ装置で再検討すると、「貫民領惠我馬養」と解読でき、これらと同様の木簡である。(60)は

「貫」の字と名前しか記載されていないが、(59)と同様に錢の付札とみなせよう。天平勝宝七歳(七五五)の班田司史生の三努(美努)広足(「大日古」四一八・八二頁)と同一人か。

(70)の「上道朝臣」は、天平宝字元年(七五七)七月、上道臣斐太都が橘奈良麻呂らを密告した功をもつて朝臣と賜姓されて以降のもの。国史では他に千若・広成の例が知られるが、平城京時代の者としては斐太都のみが文献的に知られるだけである。

(72)の「公侯マ」は、天平宝字元年三月に君子部を吉美候部と改め、ほどなく吉弥候部に改められ、また、姓「君」が天平宝字三年一〇月に「公」字に改められているので、それ以降の表記と思われる。

(83)～(89)は、檜扇に墨書したもの。同一個体か。(90)(91)は形状類似の薄いやや幅広の長方形の材(用途未詳)に墨書されたもので、ほぼ一括して出土した五点の一部である。記載内容に記号もあり、その意味は不明。(92)は「善妻娶時来」などと書いた習書木簡。(91)に類似の表現がみえ、出土地点も近接しており、(90)(91)と(92)は一連のものか。(93)は、嶋坊の北一倉の匙(海老鉢の牡金具)の所謂キー・ホールダー木簡。嶋坊の所在地については確言できないが、「続日本紀」天平勝宝八歳(七五六)一二月己酉条や「造寺雑物請用帳」(「大日古」二五二三二六頁)にみえる法華寺の外嶋院か。(99)(100)は十二支を記した木簡。二条大路木簡などに類例がある(「城」二三一四二頁、二九一四〇頁、三三一一四頁)。

(1)(2)(3)はいずれも荷札。(1)の佐分郷は、天長一年(八二五)七月に遠敷郡から大飯郡が分立して以降は大飯郡に属する。(2)(3)は庸米の荷札。(5)は習書。(6)は用途不明の木製品の破片に墨書したもの。表には文字以外に、細長い茎の先につぼみがつく植物と、葉が生い茂る枝をくわえる尾の長い鳥が描かれ、裏には五弁の花を中心とする周囲に三葉一対の葉が数枚生えた植物が描かれている。

- (6) □右美作国英多郡
・秦人マ□万呂三斗 『□□』
(129)×18×3 059
- (7) 「家カ」
・□家家家家家家家家家
・□通カ
△△△飢△△△犀澤
(272)×23×2 081

一条条間路北側溝SD五二〇〇B

- (8) ×郡野田郷膳マ□□
(197)×28×7 081

一条条間路北側溝SD五二〇〇B北岸護岸石裏込め

- 奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報一九九八一
III』(一九九八年)
同『平城宮発掘調査出土木簡概報』三四(一九九八年)
(山下信一郎)

- (9) 「▽貽酢▽」

111×(20)×2 031

- (10) □□□□□
・養老四年八月一×

(203)×(19)×4 081

(1)は、山陽道の駅長等に発した符形式の文書木簡の断片で、注目される。ただ、いかなる主体が符を駅長に発給するのか、詳細は検討を要しよう。(2)(3)は一括して出土した材質酷似のもの。直接接続はないが、一連の可能性がある。(4)(5)(6)は荷札。(4)の「印勘郡」は伊香郡のことか。(5)の「野」以下の割書き部分の墨痕は極めて薄

い。左側面は二次的調整を被る。(7)は習書。(8)の「野田郷」は、「和名抄」では下総国通瑳郡・越前国丹生郡・同足羽郡に所在する。(9)は、貽(イガイ)。貽貝とも)のすしの付札。左側面は割れ。(10)の養老の年紀木簡は、本来SD五二〇〇Aの遺物であったものが、SD五二〇〇Bの裏込めに混入したものか。

9 関係文献